

改正	平成三年五月二四日規則第五六号	平成四年五月一日規則第六五号
	平成七年三月二四日規則第二八号	平成一〇年四月二四日規則第五五号
	平成一一年三月一二日規則第一二号	平成一二年三月三十一日規則第八四号
	平成一四年九月二七日規則第八四号	平成一六年五月一四日規則第一三一号
	平成一七年四月一日規則第八一号	平成二七年三月三十一日規則第二九号
	平成三一年三月二九日規則第二三号	令和四年三月三十一日規則第四六号

児童福祉法施行細則

(趣旨)

第一条 この規則は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(病児保育事業の実施の届出等)

第一条の二 法第三十四条の十八第一項の規定による届出は、病児保育事業実施届（別記第一号様式）により行うものとする。

2 法第三十四条の十八第二項の規定による届出は、病児保育事業内容変更届（別記第一号様式の二）により行うものとする。

3 法第三十四条の十八第三項の規定による届出は、病児保育事業廃止（休止）届（別記第一号様式の三）により行うものとする。

追加〔平成二七年規則二九号〕

(児童福祉施設の設置の届出等)

第二条 法第三十五条第三項の規定による届出は、児童福祉施設設置届（別記第一号様式の四）により行うものとする。

2 児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号。以下「施行規則」という。）第三十七条第二項の規定による申請は、児童福祉施設設置認可申請書（別記第二号様式）により行うものとする。

一部改正〔平成一二年規則八四号・二七年二九号〕

(児童福祉施設の内容の変更の届出等)

第三条 施行規則第三十七条第四項の規定による届出は、児童福祉施設内容変更届（別記第三号様式）により行うものとする。

2 施行規則第三十七条第五項の規定による届出は、児童福祉施設名称等変更届（別記第四号様式）により行うものとする。

3 施行規則第三十七条第六項の規定による届出は、児童福祉施設内容変更届（別記第五号様式）により行うものとする。

一部改正〔平成七年規則二八号・一二年八四号〕

(児童福祉施設の廃止又は休止の届出等)

第四条 法第三十五条第十一項の規定による届出は、児童福祉施設廃止（休止）届（別記第六号様式）により行うものとする。

2 施行規則第三十八条第二項の規定による承認の申請は、児童福祉施設廃止（休止）承認申請書（別記第七号様式）により行うものとする。

一部改正〔平成一二年規則八四号・二七年二九号〕

(公私連携型保育所の設置の届出)

第四条の二 法第五十六条の八第三項の規定による届出は、公私連携型保育所設置届（別記第七号様式の二）により行うものとする。

追加〔平成二七年規則二九号〕

(認可外保育施設の設置の届出)

第五条 法第五十九条の二第一項の規定による届出は、認可外保育施設設置届（別記第八号様式）により行うものとする。

追加〔平成一四年規則八四号〕

(認可外保育施設の変更の届出)

第六条 法第五十九条の二第二項の規定による変更の届出は、認可外保育施設内容変更届（別記第九号様式）により行うものとする。

追加〔平成一四年規則八四号〕

(認可外保育施設の廃止又は休止の届出)

第七条 法第五十九条の二第二項の規定による廃止又は休止の届出は、認可外保育施設廃止（休止）届（別記第十号様式）により行うものとする。

追加〔平成一四年規則八四号〕

(認可外保育施設の運営状況の報告)

第八条 法第五十九条の二の五第一項の規定による運営状況の報告は、毎年十月一日現在の状況につき、認可外保育施設運営状況報告書（別記第十一号様式）により行うものとする。

2 施行規則第四十九条の七の知事が定める日は、その年の十月三十一日とする。

追加〔平成一四年規則八四号〕

(保育士試験の公告)

第九条 法第十八条の八第二項の規定により知事が行う保育士試験の日時、場所、受験申請書の提出期限その他試験の実施に関して必要な事項は、あらかじめ、公告するものとする。

一部改正〔平成一一年規則一二号・一二年八四号・一四年八四号・一六年一三一号〕

(保育士試験の試験科目の免除の申請)

第十条 施行規則第六条の十一第三項の規定による申請は、施行規則第六条の十二の規定により提出される申請書に付記して行うものとする。ただし、施行規則第六条の二十六第一項の規定により施行規則第六条の十一第三項に掲げる保育士試験の実施に関する事務を法第十八条の九第一項に規定する指定試験機関（以下「指定試験機関」という。）に行わせることとしたときは、指定試験機関の定めるところによる。

一部改正〔平成一一年規則一二号・一四年八四号・一六年一三一号・一七年八一号〕

(保育士試験の申請)

第十一条 施行規則第六条の十二に規定する申請書は、千葉県保育士試験受験申請書（別記第十二号様式）とする。ただし、施行規則第六条の二十六第一項の規定により施行規則第六条の十二に掲げる保育士試験の実施に関する事務を指定試験機関に行わせることとしたときは、指定試験機関の定めるところによる。

一部改正〔平成一一年規則一二号・一四年八四号・一六年一三一号・一七年八一号〕

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(児童福祉法施行細則の廃止)

2 児童福祉法施行細則（昭和二十三年千葉県規則第二十七号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則の施行の際現にこの規則による廃止前の児童福祉法施行細則のそれぞれの規定によりなされた届出、申請その他の行為は、この規則中これに相当する規定がある場合には、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成三年五月二十四日規則第五十六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成四年五月一日規則第六十五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成七年三月二十四日規則第二十八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十年四月二十四日規則第五十五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十一年三月十二日規則第十二号）

この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成十二年三月三十一日規則第八十四号）
この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成十四年九月二十七日規則第八十四号）
この規則は、平成十四年十月一日から施行する。

附 則（平成十六年五月十四日規則第百三十一号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十七年四月一日規則第八十一号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十七年三月三十一日規則第二十九号）
（施行期日）

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。
（経過措置）

2 この規則の施行前に、改正前の児童福祉法施行細則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成三十一年三月二十九日規則第二十三号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和四年三月三十一日規則第四十六号）
この規則は、令和四年四月一日から施行する。

第一号様式（第一条の二第一項）

病児保育事業実施届

年 月 日

千葉県知事 様

住 所
氏 名

（法人にあつては、名称、主たる事務所の
所在地及び代表者の氏名）

病児保育事業を実施するので、児童福祉法第34条の18第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

施 設 の 名 称	
施 設 の 所 在 地	
事 業 の 種 類	
事 業 の 内 容	
職員の定数及び職務の内容	名（常勤 名 非常勤 名） （職務の内容については、別紙のとおり）
主な職員の氏名及び経歴	別紙のとおり
事 業 の 区 域	
施 設 の 種 類	
利 用 定 員	人 電 話 番 号
建 物 そ の 他 設 備 の 規 模 及 び 構 造	別紙のとおり （平面図を添付すること。）
事 業 開 始 予 定 年 月 日	年 月 日

注

- 「事業の内容」欄には、実施する病児保育事業の概略を記載すること。また、収支予算書及び事業計画書の写しを添付すること。ただし、インターネットを利用することによりその内容を閲覧することができる場合は、URLを記載した書面を添付することにより、これらの書類の添付に代えることができる。
- 「主な職員の氏名及び経歴」欄については、当該職員の氏名、生年月日、常勤又は非常勤の別及び資格の有無その他の経歴を確認できる書類を添付すること。
- 「事業の区域」欄には、市町村名を記入することとし、当該市町村の区域の全部又は一部の別を記載すること。なお、一部の地域が実施地域である場合は、適宜地図を添付すること。
- 条例、定款その他の基本約款を添付すること。

第一号様式之二（第一条の二第二項）

病児保育事業内容変更届

年 月 日

千葉県知事 様

住 所
氏 名

（法人にあつては、名称、主たる事務所の
所在地及び代表者の氏名）

病児保育事業の内容を変更したので、児童福祉法第34条の18第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

施設の名称		
施設の所在地		
変更した事項 (該当するものの番号に○をすること。)	1 経営者の住所及び氏名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称)	6 施設の名称
	2 事業の種類及び内容	7 施設の種類
	3 職員の定数及び職務の内容	8 施設の所在地
	4 主な職員の氏名及び経歴	9 利用定員
	5 事業の区域	10 建物その他設備の規模及び構造
		11 条例、定款その他の基本約款
変更内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		
変更年月日		

注 変更した事項について、変更後の内容が分かるものを添付すること。

第一号様式の三（第一条の二第三項）

病児保育事業廃止（休止）届

年 月 日

千葉県知事 様

住 所
氏 名

（法人にあつては、名称、主たる事務所の
所在地及び代表者の氏名）

病児保育事業を廃止（休止）するので、児童福祉法第34条の18第3項の規定により、
次のとおり届け出ます。

施 設 の 名 称	
施 設 の 所 在 地	
廃 止（ 休 止 ） 年 月 日	
廃 止（ 休 止 ） 理 由	
現に便宜を受けてい る児童に対する措置	
休 止 予 定 期 間	

第一号様式の四（第二条第一項）

児童福祉施設設置届

年 月 日

千葉県知事 様

市町村長

児童福祉施設（ ）を設置するので、児童福祉法第35条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 設置の趣旨
- 2 事業の種類
- 3 施設名
- 4 施設の所在地
- 5 建物その他設備の規模及び構造
 - (1) 土地
 - (2) 建物
 - (3) 設備
 - (4) 備品等の状況
- 6 定員
- 7 職員
- 8 事業開始予定年月日

添付書類

- 1 施設の設置等に関する条例
- 2 案内図、配置図及び建物平面図
- 3 保育所にあつては、事業の運営についての重要事項に関する規程
- 4 歳入歳出予算書抄本

注

- 1 建物その他設備の規模及び構造については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年千葉県条例第85号）で定める必要な設備等の内容を別表で作成すること。
- 2 職員については、別表で職名、氏名、年齢、経験年数等を記載した一覧表を作成すること。

第二号様式（第二条第二項）

児童福祉施設設置認可申請書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

氏 名 ㊦

児童福祉施設（ ）の設置について認可を受けたいので、児童福祉法施行規則第37条第2項の規定により、次のとおり申請します。

- 1 設置の趣旨
- 2 事業の種類
- 3 施設名
- 4 施設の所在地
- 5 建物その他設備の規模及び構造
 - (1) 土地
 - (2) 建物
 - (3) 設備
 - (4) 備品等の状況
- 6 運営の方針
- 7 組織
- 8 定員
- 9 職員
- 10 事業開始予定年月日

添付書類

- 1 社会福祉法人調書
- 2 施設長となる者の履歴書
- 3 保育所にあつては、事業の運営についての重要事項に関する規程
- 4 案内図、配置図及び建物平面図

注

- 1 建物その他設備の規模及び構造については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年千葉県条例第85号）で定める必要な設備等の内容を別表で作成すること。
- 2 職員については、別表で職名、氏名、年齢、経験年数等を記載した一覧表を作成すること。

第三号様式（第三条第一項）

児童福祉施設内容変更届

年 月 日

千葉県知事 様

市町村長

児童福祉施設（ ）の内容を変更するので、児童福祉法施行規則第37条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 施設名 (定員 名)
- 2 所在地
- 3 変更内容
- 4 変更理由
- 5 変更予定年月日

添付書類

(設備構造を変更する場合)

- 1 変更の前後が判別できる建物平面図及び設備の一覧表

(定員を変更する場合)

- 1 施設の職員名簿
- 2 設備の一覧表

(施設長等を変更する場合)

- 1 就任予定者の履歴書

注

- 1 保育所について定員を変更する場合は、年齢別の増減内訳を記載すること。
- 2 施設長等を変更する場合は、現任者及び就任予定者の氏名並びに退任（就任）予定年月日を記載すること。

第四号様式（第三条第二項）

児童福祉施設名称等変更届

年 月 日

千葉県知事 様

住 所
氏 名

児童福祉施設の（名称・種類・位置・規約等）を変更したので、児童福祉法施行規則第37条第5項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 施設名
- 2 変更内容

変更前	
変更後	

- 3 変更理由
- 4 変更年月日

添付書類

変更の事実を証する書面（施設の設置等に関する条例、定款その他の規約又は理事会の議事録等）

第五号様式（第三条第三項）

児童福祉施設内容変更届

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

氏 名

児童福祉施設（ ）の内容を変更するので、児童福祉法施行規則第37条第6項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 施設名 (定員 名)
- 2 所在地
- 3 変更内容
- 4 変更理由
- 5 変更予定年月日

添付書類

(設備構造を変更する場合)

- 1 変更の前後が判別できる建物平面図及び設備の一覧表

(定員を変更する場合)

- 1 施設の職員名簿
- 2 設備の一覧表

(経営の責任者等を変更する場合)

- 1 就任予定者の履歴書
- 2 法人にあつては、選任又は任命の手続を経たことを証する書面

注

- 1 保育所について定員を変更する場合は、年齢別の増減内訳を記載すること。
- 2 経営の責任者等を変更する場合は、現任者及び就任予定者の氏名並びに退任（就任）予定年月日を記載すること。

第六号様式（第四条第一項）

児童福祉施設廃止（休止）届

年 月 日

千葉県知事 様

市町村長

児童福祉施設を廃止（休止）するので、児童福祉法第35条第11項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 施設名 (定員 名)
- 2 廃止（休止）の理由
- 3 廃止の期日又は休止の予定期間
- 4 入所させている者の処置
- 5 職員の処置
- 6 施設の処分方法

添付書類

廃止（休止）の承認を経たことを証する書面

注

- 1 廃止（休止）の理由は、詳細かつ具体的に記載すること。
- 2 廃止（休止）する施設が国庫等の補助を受けている場合は、補助事業の名称、取得年月日及び金額を併せて記載すること。

第七号様式（第四条第二項）

児童福祉施設廃止（休止）承認申請書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

氏 名 ㊟

児童福祉施設の廃止（休止）の承認を受けたいので、児童福祉法施行規則第38条第2項の規定により、次のとおり申請します。

- 1 施設名 (定員 名)
- 2 廃止（休止）の理由
- 3 廃止の期日又は休止の予定期間
- 4 入所させている者の処置
- 5 職員の処置
- 6 財産の処分方法

添付書類

- 1 前年度の決算書
- 2 当該年度の予算書

注

- 1 廃止（休止）の理由は、詳細かつ具体的に記載すること。
- 2 財産の処分は、現在の施設所有の財産についてその処分方法を具体的に記載すること。なお、寄附金、補助金等によつて得た財産については、補助事業名、取得年月日及び金額を併せて記載すること。

第七号様式之二（第四条の二）

公私連携型保育所設置届

年 月 日

千葉県知事 様

所在地
法人名
代表者氏名 ㊟

公私連携型保育所を設置するので、児童福祉法第56条の8第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 設置の趣旨
- 2 事業の種類
- 3 施設名
- 4 施設の所在地
- 5 建物その他設備の規模及び構造
 - (1) 土地
 - (2) 建物
 - (3) 設備
 - (4) 備品等の状況
- 6 運営の方針
- 7 組織
- 8 定員
- 9 職員
- 10 市町村から受ける協力の内容
- 11 事業開始予定年月日

添付書類

- 1 法人調書
- 2 施設長となる者の履歴書
- 3 事業の運営についての重要事項に関する規程
- 4 案内図、配置図及び建物平面図

注

- 1 建物その他設備の規模及び構造については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年千葉県条例第85号）で定める必要な設備等の内容を別表で作成すること。
- 2 職員については、別表で職名、氏名、年齢、経験年数等を記載した一覧表を作成すること。

第八号様式（第五条）

認可外保育施設設置届

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

氏 名

（法人にあつては、名称、主たる事務所）
の所在地及び代表者の氏名

認可外保育施設を設置したので、児童福祉法第59条の2第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

施設 の 名 称	
施設 の 所 在 地	
建物その他の設備の規模及び構造	別紙のとおり
事業を開始した年月日	年 月 日
施設の管理者の氏名	
施設の管理者の住所	
児童福祉法施行規則第49条の3各号に掲げる事項	別紙のとおり

注 「建物その他の設備の規模及び構造」及び「児童福祉法施行規則第49条の3各号に掲げる事項」については、当該内容を記載した書面を添付すること。

第九号様式（第六条）

認可外保育施設内容変更届

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

氏 名

（法人にあつては、名称、主たる事務所の
所在地及び代表者の氏名）

認可外保育施設の内容を変更したので、児童福祉法第59条の2第2項の規定により、
次のとおり届け出ます。

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 設置年月日
- 3 変更事項
- 4 変更内容
 - (1) 変更前
 - (2) 変更後
- 5 変更事由
- 6 変更年月日

添付書類

（設備構造を変更する場合）

変更の前後が判別できる建物平面図及び設備の一覧表

第十号様式（第七条）

認可外保育施設廃止（休止）届

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

氏 名

（法人にあつては、名称、主たる事務所の
所在地及び代表者の氏名）

認可外保育施設を廃止（休止）したので、児童福祉法第59条の2第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 設置年月日
- 3 廃止（休止）年月日
- 4 廃止（休止）理由
- 5 入所していた者に対する措置
- 6 休止した場合にあつては、休止の予定期間

第十一号様式（第八条）

認可外保育施設運営状況報告書

年 月 日

千葉県知事 様

設置者 住 所

氏 名

（法人にあつては、名称、主たる事務所）
の所在地及び代表者の氏名

児童福祉法第59条の2の5第1項の規定により、 年10月1日現在の施設の運営状況を次のとおり報告します。

施設 の 名 称	
施設 の 所 在 地	
児童福祉法施行規則第49条の7各号に掲げる事項	別紙のとおり

注 「児童福祉法施行規則第49条の7各号に掲げる事項」については、当該内容を記載した書面を添付すること。

第十二号様式（第十一条）

千葉県保育士試験受験申請書				受験番号 ※		
フリガナ 氏名		性別	男・女	写真 年月以降 に撮影（上半身・ 脱帽・無背景）、 スナップ写真は不 可。裏面に氏名・ 生年月日を記載す ること。 ← 3 cm → 年月撮影		
生年月日	年 月 日生（満 歳）					
本籍地 （都道府県名）	都 道 府 県					
現住所・連絡先	（住所） 〒 ー					
	（自宅TEL） （携帯TEL）					
勤務先名 （学校名）	（TEL）					
最終学歴 （受験資格を証 明するもの）	学校名 学部・学科 A) 年 月（卒業・中退） B) 第 学年在学中					
※ 保育士試験合格科目記入欄 年度保育士試験において合格した科目を記入して ください。 （当欄該当：有・無）				保育士試験合格科目 受験希望記入欄 （当欄該当：有・無）		
試験 科目 免除 申請	科 目	証 明 書 交付年月日	都道府 県又は 学校等 名	証明書 番 号	左記合格科目の 受験を希望する （○印をつける）	※確認 欄
	社 会 福 祉	年 月 日		第 号		
	児 童 福 祉	年 月 日		第 号		
	発達心理学及び精神保健	年 月 日		第 号		
	小 児 保 健	年 月 日		第 号		
	小 児 栄 養	年 月 日		第 号		
	保 育 原 理	年 月 日		第 号		
	教育原理及び養護原理	年 月 日		第 号		
保 育 実 習	年 月 日		第 号			
幼稚園教諭免許所有者記入欄（当欄該当；有・無）						
免許状種類	免許交付都道府県名	免許状番号	免許交付年月日			
専修・1種・2種	（都・道・府・県）		年 月 日			
保育実習実技試験申請欄（必ず記載する。）※免除申請者を除く。						
右の3分野のうち2つを選択し、○印をつけて ください（申請後の変更は、出来ません）。 ※ 実技試験は、筆記試験の全てに合格した者 についてののみ実施します。			絵画制作	音 楽	言 語	
上記のとおり保育士試験を受験したいので、関係書類を添えて申請します。						
年 月 日						
千葉県知事 様 氏 名						

注 千葉県収入証紙は、裏面にはり付けること。